

第 2 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成24年10月 3 日

(平成23年度決算)

(知事公室・総務部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

平成24年10月3日(水曜日)

午後1時3分開議
午後2時11分休憩
午後2時19分開議
午後3時10分閉会

本日の会議に付した事件

決算審査方針の決定について
議案第31号 平成23年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第41号 平成23年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第45号 平成23年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 井手 順 雄
副委員長 池田 和 貴
委員 西岡 勝 成
委員 荒木 章 博
委員 重村 栄
委員 佐藤 雅 司
委員 西 聖 一
委員 早田 順 一
委員 浦田 祐三子
委員 高野 洋 介
委員 東 充 美
委員 前田 憲 秀

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室
知事公室長 田 嶋 徹
危機管理監 佐藤 祐 治

政策調整監 成 富 守
秘書課長 山 口 達 人
首席審議員兼
広報課長 田 中 浩 二
危機管理防災課長 福 島 誠 治

総務部

部長 駒 崎 照 雄
総括審議員兼
市町村局長 小 嶋 一 誠
政策審議員 鷹 尾 雄 二
文書私学局長 岡 本 哲 夫
総務税務局長 倉 永 保 男
人事課長 古 閑 陽 一
財政課長 濱 田 義 之
県政情報文書課長 本 田 雅 裕
私学振興課長 仁 木 徳 子
総務事務センター長 兼 行 雅 雄
管財課長 吉 永 一 夫
税務課長 渡 辺 克 淑
市町村行政課長 能 登 哲 也
市町村財政課長 山 口 洋 一
消防保安課長 原 悟

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 東 泰 治
会計課長 福 島 裕

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 松 見 辰 彦
局長 本 田 惠 則
監査監 藤 本 耕 二

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 一 博
議事課課長補佐 井 隆 彦
議事課主幹 浦 田 光 典

午後1時3分開議

○井手順雄委員長 それでは、ただいまから第2回決算特別委員会を開会いたします。

本日から審査に入りますので、委員及び執行部の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

まず、決算審査方針についてお諮りします。

お手元に配付しております平成24年度決算特別委員会審査方針(案)を担当書記に朗読させます。

○徳永議事課課長補佐 担当書記の徳永でございます。

朗読いたします。

平成24年度決算特別委員会審査方針(案)

- 1 予算の執行は、議決の趣旨に沿って、合理的かつ効率的に行われ、所期の目的が達成されたか。
 - (1) 歳入は適正に確保されたか。
 - (2) 歳出の執行に遺憾な点はなかったか。
 - (3) 主要な施策はいかに達成されたか。
- 2 財産管理は十分であったか。
- 3 執行体制に問題はなかったか。
- 4 法令違反等はなかったか。
- 5 前年度決算特別委員会の指摘事項は、どのように処理されたか。

以上でございます。

○井手順雄委員長 決算審査方針は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井手順雄委員長 御異議なしと認め、今後この方針に沿って審査を進めることといたします。

これより、本委員会に付託されました一般会計及び各特別会計決算の審査に入ります。

まず、東会計管理者から、挨拶と決算概要

説明をお願いいたします。

○東会計管理者 会計管理者の東でございます。

決算の審査を受けるに当たりまして、執行部を代表いたしまして御挨拶を申し上げます。

委員の先生方には、定例県議会の御審議、大変お世話になりました。この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。引き続きの決算特別委員会でございます。大変お疲れとは存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

平成23年度決算認定の議案につきまして、9月定例県議会冒頭に御提案を申し上げたところでございます。お手元に配付しております付託議案目録にありますように、第31号から第50号までの20議案となっております。井手委員長、池田副委員長を初め委員の先生方には、よろしく御審議、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、平成23年度の一般会計及び特別会計の決算概要につきまして御説明を申し上げます。お手元に決算の概要をお配りしておりますので、それに沿いまして総括的な説明を申し上げます。

まず、1ページをお願いいたします。

一般会計、特別会計決算の総括でございますが、予算総額は、表1にありますように、9,255億円で対前年度9.0%減でございました。

なお、これ以降の金額につきましては、1,000万円単位を四捨五入いたしまして、億円単位で御説明いたします。

決算収支の状況でございますが、まず歳入決算額につきましては、8,899億円で対前年度9.4%減となっております。歳出決算額につきましては、8,587億円で対前年度9.8%減となっております。その結果、歳入から歳出を差し引いた額、いわゆる形式収支から翌年

度へ繰り越すべき財源を差し引きました実質収支は、187億円で対前年度11.4%減となっております。

参考までに、過去20年間の決算額の推移をその下の図に載せております。

それでは、2ページをお願いいたします。

2ページから、一般会計の決算でございます。

まず、決算収支の状況でございますが、決算額は、歳入が7,633億円で対前年度7.2%の減、歳出が7,409億円で7.8%減となっております。なお、実質収支は、103億円の黒字、対前年度3.9%増となっております。

次に、3ページの歳入の状況でございます。

歳入決算額の内訳につきましては、自主財源が2,893億円で対前年度6.7%の増、依存財源が4,740億円で対前年度14.1%減となっております。全体に占める割合、構成比でございますが、自主財源が37.9%、依存財源が62.1%でありまして、自主財源の割合が前年度に比べ4.9ポイント増加しております。

自主財源の増につきましては、特別会計及び基金からの繰入金の増などによるものでございます。

4ページをお願いいたします。

歳出決算額の内訳でございますが、対前年度の減の主なものとしたしましては、新幹線建設事業費負担金や道路、河川、街路事業費の減などにより、土木費が対前年度比28.2%の減、水俣病の新救済策に伴うチッソ貸付県債償還等特別会計への繰出金の減による諸支出金が、対前年度比34.4%減少しております。その他、総務費、農林水産業費などにつきましても減少しております。

一方で、増のものとしたしましては、医療施設耐震化事業費の増などによる衛生費、その他民生費などについて増加しております。

5ページをお願いいたします。

まず、翌年度繰り越しの状況でございます

が、繰越額は513億円で、対前年度13億円、2.6%増となっております。繰り越しの主なものとしたしましては、土木費、農林水産業費などで、計画、設計の諸条件あるいは用地交渉の難航等により不測の日数を要したことによるものでございます。

次に、不納欠損の状況でございます。

県税を中心に、3億9,000万円の不納欠損処分を行っております。対前年度3,000万円、8.5%の増でございます。

次に、収入未済額の状況でございます。

収入未済額は、59億円で対前年度2億円、4.1%減となっております。内訳では、県税が87.2%を占めております。なお、県税だけの比較をいたしますと、対前年度4.4%の減となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

特別会計の決算概要でございます。

まず、決算収支の状況でございますが、特別会計全体では、歳入につきましては、1,266億円で対前年度334億円、20.9%減で、歳出につきましては、1,177億円で対前年度308億円、20.7%減となっております。

減少いたしている主なものとしたしましては、下の表の1、15のチッソ県債償還等特別会計が、水俣病新救済策に伴う水俣・芦北地域振興財団への出資額の減により、歳入、歳出ともに減少しております。

一方、増加している主なものとしたしましては、14の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計が、工業団地整備の用地補償費などの増により増加しております。

7ページをお願いいたします。

翌年度繰り越しの状況でございます。

主なものとしたしましては、流域下水道事業特別会計の繰り越しでございます。これは熊本北部流域下水道建設事業における設計の諸条件のためによるものでございます。

次に、不納欠損の状況でございます。

中小企業振興資金貸付特別会計におきまし

て、中小企業振興資金貸付金について不納欠損処分を行ったものでございます。

次に、収入未済額の状況でございます。

収入未済額は、6つの特別会計におきまして、貸付金の償還金及び使用料などで34億円となっております。その主なものといたしましては、中小企業振興資金特別会計における貸付金32億円で、協同組合等への高度化資金貸付金の償還金の延滞等によるものでございます。

以上が決算の概要であります。参考までに、8ページの普通会計の主要財政指標について申し上げます。

普通会計は、全予算会計の中から、病院、電気、下水道事業等、いわゆる公営事業会計に属するものを除いたものでございます。

まず、(1)の表でございますが、財政力指数、経常収支比率などの平成18年度以降の推移を示したものでございます。

財政力指数は、平成23年度は0.356となっております。また、経常収支比率は財政構造の弾力性を示す指標でございますが、前年度の90.8%から93.1%と2.3%増加し、弾力性が低下しております。また、実質公債費比率は、前年度から0.2%上昇しております。

参考までに、(2)の表には、九州各県の指標を載せております。

以上、決算の概要を御説明申し上げますが、詳細につきましては各部局からそれぞれ審議の中で御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

委員の先生方には、長期にわたり御審議いただきますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひします。

○井手順雄委員長 次に、松見監査委員から、決算審査意見の概要説明をお願いいたします。

○松見監査委員 監査委員の松見でございます。

私のほうから、平成23年度熊本県歳入歳出決算及び基金の運用状況に係る審査意見につきまして、要約して御説明したいと思います。失礼ですが、着座のまま説明させていただきたいと思ひます。

表紙がブルーの冊子をお願いいたします。平成23年度熊本県歳入歳出決算及び基金の運用状況に係る審査意見書と記載されております。

まず、1ページをお願いいたします。

平成23年度熊本県歳入歳出決算審査意見書でございます。

初めに、第1の審査の対象でございますが、知事から地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました一般会計と、そこに記載されている15の特別会計について審査を行ったものでございます。

次に、第2の審査の方法でございますが、決算の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類と符合し正確であるか、また、予算は、その趣旨に沿って適正で効率的、効果的に執行されているかなど、そこに記載されている4点に審査の主眼を置きながら、照合、審査を行ったところでございます。

なお、審査の過程におきましては、関係部局に、必要な資料及び説明を求め、あわせて定期監査、随時監査及び例月現金出納検査の結果も踏まえて、慎重に審査したところでございます。

次に、第3の審査の結果及び意見についてでございます。

まず、1の審査の結果につきまして御説明申し上げます。

審査の対象といたしました平成23年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしております。

また、予算の執行並びに会計経理及び財産の管理等の財務に関する事務の執行につきましては、預け金、差しかえ等の裏金や私的流用につながるおそれのある不適正な経理処理の事例は認められず、全体として、予算の趣旨に沿い、適正かつ効率的、効果的に処理されていると認められましたけれども、一部におきましては改善または留意を要する事項が見受けられたところでございます。

まず、収入事務におきましては、税外収入未収金の増加、収入調定における収入方法の誤り等が見受けられております。

2ページをお願いいたします。

支出事務におきましては、補助事業における変更手続の未実施、業務委託における完了報告の不備等が見受けられております。

また、物品の管理事務におきましては、備品の亡失、使用備品整理簿や重要備品台帳の未整備、使用に耐えなくなった備品の保管、管理の継続等が見受けられております。

これらの課題につきましては、職員の基本的知識や理解の不足、また、組織としての内部統制が十分に機能していないことが主な要因と考えられます。

今後とも、財務事務に関する研修などにより知識不足の解消を図るとともに、所属内部でのチェック体制を強化していく必要があると思っております。

次に、2の審査意見についてでございますが、ここの前段におきましては、県債残高、基金の残高、経常収支比率等をもとに、平成23年度末の本県の財政状況について述べております。

少し飛びますけれども、下から2段目の段落、しかしながらというところからでありますけれども、ここにその件についてまとめております。「しかしながら、本県の財政は、地方交付税等に依存した脆弱な財源構成であり、また、これらの依存財源は、毎年度策定される地方財政計画の動向に大きく左右され

る状況にある。このようなことから、今後とも、国の地方財政対策の動向を注視しながら、引き続き財政再建とともに新4カ年戦略「幸せ実感くまもと4カ年戦略」の施策の実現に向けて取り組んでいく必要がある。」という旨を述べております。

次に、最後の段落からでございますけれども、不適正な経理処理の再発防止策や行財政事務の執行につきまして、決算審査を通じて見受けられた課題について意見を述べております。

3ページをお願いいたします。

まず、(1)の物品調達等に関します不適正な経理処理の再発防止策についてでございますが、再発防止策につきましては、各所属におきまして着実に取り組みがなされてきており、また、不適正経理処理についても、いわゆる預け金や差しかえ等の裏金や私的流用につながるおそれのある事例は、先ほども御説明したとおり、認められませんでした。

しかしながら、一部の監査対象機関におきましては、前年度納入、翌年度納入、または支払いのおくれといった事例が確認されたところです。

今後は、(ア)の物品の購入事務手続や(イ)の支出事務等における課題につきまして、記載しておりますような改善すべき事例に留意し、再発防止策が一過性のものとならないよう、その実効性の確保に努めていくことが重要であるという旨を述べております。

次に、4ページをお願いいたします。

(2)の行財政事務執行に係る課題についてでございますが、アでは、未収金の解消対策について述べております。

一般会計及び特別会計を通じた収入未済額は総額で93億円余、このうち県税は51億3,100万円余、税外収入は合計で41億6,900万円余となっております。これを前年度と比較してみますと、総額で4億7,100万円余増加しているような状況でございます。

この中で(ア)の県税の未収金につきましては、個人県民税の徴収強化対策や滞納処分の徹底及び早期着手により、前年度に比べ滞納額は2億3,600万円余減少しております。

特に、滞納額の8割近くを占めます個人県民税の滞納額は、市町村と連携して徴収強化計画を策定し、市町村との共同催告や併任徴収、特別徴収の推進に取り組んだことによりまして、平成18年度に実施されました税源移譲後、初めて1億1,600万円余の減少となっております。

今後とも、この計画の着実な実施等により、滞納額の減少につなげることが重要でございます。

次に、(イ)の県税以外の未収金につきましては、着実な取り組みにより滞納額を減少させている所属があるものの、県全体の滞納額は、前年度より7億700万円余増加しております。

今後とも、歳入を確保し、負担の公平、公正を維持していくため、時効中断措置等の実施によりまして債権保全を徹底するとともに、未収金のそれぞれの特性に応じた解消方針を、各部ごとに策定、実施していくことが重要であるということを述べております。

そのほか、(ウ)におきましては、歳入科目別に見た今後の取り組みについて述べておりますが、aでは、分担金、負担金、bでは、使用料及び手数料、5ページのほうに移りまして、cでは、貸付金の元利収入、dでは、雑入につきまして、それぞれの事例と対応策について述べております。

次に、5ページのイでは、その他の財務事務の課題を上げております。

まず、(ア)の収入事務についてでございますが、aでは、収入調定における収入方法を誤っていたり、収入調定の時期がおこなっている事例を、bでは、収納事務委託におこなって、現金払い込み等がおこなっている事例、cでは、収入証紙消印記録簿が作成されていない

かったり、収入証紙の消印がおこなっている事例を挙げております。

いずれの事例につきましても、適時適正に事務処理を行っていただきたいということでございます。

次に、5ページの一番下の段から6ページの上段にかけてでございますけれども、(イ)で補助金交付に係る事務及び6ページの(ウ)で業務委託に係る事務につきまして、事例と対応について述べております。

補助金の交付や業務委託料の支払いに不可欠な事業実績報告書が提出されていなかったり、また、提出されていても、必要事項が記載されていないとか、検査が的確に行われていない等の事例をここに掲げておりますけれども、これは当該事務担当者が十分理解していなかったことに加え、決裁の過程におけるチェック機能が働かなかったことが主な原因と考えておりまして、それに即した対応を求めています。

(エ)では、物品の管理事務につきまして、備品を亡失していたり、重要備品台帳や使用備品整理簿等の備品関係台帳が整備されていなかったり、性能が陳腐化し、修理不可能等の理由により使用に耐えられなくなった備品の保管、管理を続けている事例が見受けられましたが、台帳の整備及び常時の適切な管理はもとより、業務に使用できなくなった備品につきましては、他機関での再利用に資するための情報提供、部品や原材料に価値があるものが含まれていないか等、売却益を得るための検証等を十分に行った上で処分を進めることが重要であるということを述べております。

次の7ページから49ページにかけては、決算の計数につきまして分析、整理したものでございます。これにつきましては、後ほどごらんになっていただければと思っております。

最後になりますけれども、飛びまして53ペ

ージをお開きください。

ここでは、地方自治法第241条第5項の規定に基づきまして審査に付されました平成23年度の定額の資金を運用するための基金の運用状況に係る審査意見を記載しております。審査の対象となっておりますのは、美術品取得基金だけでございます。

審査の結果、基金運用状況調書の計数は、関係諸帳簿及び証憑書類と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。また、その運用及び会計処理事務等の執行につきましても、適正で効率的に行われていると認められました。

以上、平成23年度熊本県歳入歳出決算及び基金の運用状況に係る審査意見の概要でございます。

○井手順雄委員長 これから、各部局の審査に入ります。会計管理者は所定の位置へ移動してください。

（会計管理者席を移動）

○井手順雄委員長 それでは、知事公室及び総務部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、知事公室長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。以下、総務部の順をお願いいたします。

初めに、田嶋知事公室長。

○田嶋知事公室長 知事公室でございます。

平成23年度決算概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料知事公室と表紙に記載されております資料をお願いいたします。

1ページの平成23年度歳入歳出決算総括表により御説明いたします。

歳入につきましては、収入済み額4,200万

円余となっております、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳出につきましては、支出済み額10億3,400万円余、繰越額が1,700万円余、不用額は5,500万円余となっております。

詳細につきましては各課長から説明しますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○井手順雄委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○成富知事公室政策調整監 知事公室付でございます。

まず、本年度の監査委員事務局監査の結果については、知事公室の各課全てにおいて公表事項はありません。

続きまして、お手元の決算特別委員会説明資料により、決算状況について御説明いたします。資料の2ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

繰越金200万円余は、重要政策調整事業に係るものです。平成22年度に新幹線開業日に合わせ実施を予定しておりました関西地域での熊本PR事業を、東日本大震災の影響により、平成23年度に延期したことによるものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。資料の3ページをお願いします。

予算現額8,300万円余に対し、支出済み額7,200万円余となっております。歳出の内訳は、職員給与費、重要政策調整事業などに要する経費でございます。なお、不用額1,000万円余は、経費節減による執行残などがございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○山口秘書課長 秘書課でございます。

お手元の資料4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について、資料の5ページをお願いいたします。

予算現額2億700万円余に対し、支出済み額2億300万円余となっております。歳出の内訳は、職員給与費、秘書課の運営経費などでございます。なお、不用額400万円余は、経費節減による執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○田中広報課長 広報課でございます。

お手元の資料6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

主な収入は、県のホームページに広告を掲載する際の広告料520万円余でございます。

繰越金の1,600万円余は、平成22年度に予定しておりました新幹線全線開業に合わせた新聞広告等を、東日本大震災後の状況を勘案し、平成23年度に延期したことによるものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。資料の7ページをごらんください。

予算現額3億8,000万円余に対し、支出済み額3億6,100万円余となっております。歳出の内訳としましては、職員給与費などの一般管理費、県政広報誌の発行やテレビ、ラジオでの広報事業などに要する広報費でございます。なお、不用額は1,800万円余で、主なものは入札及び経費節減による執行残でございます。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○福島危機管理防災課長 危機管理防災課で

ございます。

説明資料の8ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。主な歳入は、防災行政無線等の保守、管理に係る市町村等からの負担金でございます。

次に、9ページをお願いします。

歳出、まず総務管理費の一般管理費につきましては、危機管理対策等に係る職員給与費や事務費等でございます。

下段の防災費、防災総務費につきましては、防災対策に係る職員給与費や事務費のほか、防災行政無線や防災情報システム等の管理費、さらにはヘリサイン表示事業等の経費でございます。不用額は、主にヘリサイン表示事業の入札残や各事業の経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、別冊をお願いいたします。決算特別委員会附属資料知事公室と書いたものでございます。

1ページをお願いいたします。

繰越事業でございます。

地震・津波被害想定調査事業費につきましては、平成23年度の予算額2,500万円から1,750万円を平成24年度へ繰り越したものでございます。

繰り越しの理由ですが、調査対象地震の一つにしております東海、東南海、南海地震、いわゆる南海トラフにつきましては、国において検討が行われており、その検討作業の取りまとめが当初予定されていた時期よりも大幅におくれたことなどにより、その結果を受けて作業を行う予定でありました本県の津波のシミュレーション調査等の着手がおくれたことによるものでございます。

事業の進捗でございますが、去る9月11日に本調査の中間報告を取りまとめております。また、年内には、本年度の予算も用いまして、最終報告を取りまとめる予定にしております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○井手順雄委員長 次に、駒崎総務部長から、総括説明をお願いいたします。

○駒崎総務部長 それでは、総務部の説明を行います。

平成23年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、総務部としての措置状況を報告いたします。多少長くなりますけれども、お許しをいただきたいと思ひます。

前年度の決算特別委員会では、共通事項として3点の御指摘がございました。お手元の平成23年11月定例会決算特別委員長報告の4ページから5ページにかけて記載されておりますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

なお、指摘の内容につきましては、全文は読み上げず、その趣旨を申し上げた後、指摘後の措置状況を報告させていただきます。

まず1点目は、「収入未済の解消については、適正な債権管理に向けた取組みがなされ、成果も上がりつつあるが、歳入の確保、負担の公正・公平の観点から、今後とも、債権管理を徹底するなど徴収促進に努めること。」という指摘でございます。

未収金対策につきましては、全庁的な取組みとして、未収金対策連絡会議を開催し、関係課の取組みの進行管理やノウハウの共有などに取り組んでおります。

平成23年度は、差し押さえや支払い督促の実施など、法的対応の一層の強化、回収不可能と認められる債権の放棄など、より適正な債権管理に向けて取組みを進めました。

今後も引き続き、全庁を挙げて取組みの充実を図り、収入未済の解消に努めてまいります。

また、総務部所管の収入未済である県税未収金につきましては、滞納処分の徹底及び早期着手と個人県民税の徴収強化対策を重点項目として、積極的な徴収対策に取り組んでおります。

中でも、県税未収金のうち高い割合を占める個人県民税に関しましては、これまでも県と市町村が一丸となって収納率の向上に取り組んでまいりました。

平成23年度は、個人県民税の税収の約半分を占める熊本市に重点を置く対策として、熊本県税事務所に個人県民税対策担当を配置し、熊本市税務職員の身分を持たせて、熊本市と共同で滞納処分を実施したほか、熊本市以外の市町村につきましても、未収金の圧縮に向け、連携して併任徴収や徴収引き継ぎ等に取り組む、数値目標を設定した徴収強化計画を着実に実施してまいりました。

また、個人県民税の給与天引きを行う特別徴収につきましては、平成25年度までに特別徴収実施事業所の全指定ができるよう、積極的に取り組んでおります。

これらの取組みの結果、平成23年度の個人県民税未収金額は、平成22年度と比較して1億1,687万円の減額、県税全体の未収金額は2億3,643万円の減額となっております。

引き続き県税未収金の解消に向けて努力してまいります。

2点目は、「職員による交通事故が増加傾向にあることから、組織をあげて職員の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、事故原因等に応じた具体的な交通事故及び交通違反防止対策を講じること。」という指摘でございます。

総務部では、全庁的な課題である交通事故、交通違反の防止につきまして、全所属長に対し、繰り返し総務部長通知を発出するとともに、庁議や全所属長を対象にした特別研修などの機会を捉え、各所属において交通事故、交通違反の根絶に取り組むよう、周知徹

底を図っております。

特に、平成23年度の新たな取り組みとしましては、各所属が実施する交通事故、交通違反防止の研修等で活用するため、交通事故の部局別、地域振興局別の発生件数を明らかにし、公務中の交通事故についての原因分析を行いました。

あわせて、交通事故、交通違反の発生しない職場づくりを進めるため、職員を指導する立場にある所属長等の管理監督者に対して、職員が関係した交通事故の具体例とその防止策、各所属での飲酒運転防止の取り組み事例等も示し、管理監督者としての心構えや具体的な指導方法等を周知しました。

今後も引き続き、職員一人一人の交通安全意識の向上や交通事故の未然防止に努めてまいります。

3点目は、「不適正経理の再発防止については着実に進められているものの、一部浸透していない面が見受けられるので、今後ともこれらの取り組みを一過性のものとせず、職員一人一人の法令遵守意識の徹底や組織的なチェック体制の強化など全力をあげて取り組むこと。」という指摘でございます。

まず、不適正経理の再発防止に向け、職員一人一人の意識の徹底を図るため、全庁を対象とした、経験年数や職位等に応じた階層別の研修を実施したほか、各所属において全職員参加による研修を行うよう要請し、各職場で実施されております。特に、平成23年度におきましては、全所属長を対象にした特別研修を実施し、不適正経理再発防止の徹底を図っております。

また、組織的なチェック体制につきましても、出納局が実施する会計責任者研修や出納局通知に基づき、納品検査における責任の明確化や執行状況の確認の徹底等、着実に実施してまいります。

続きまして、総務部の平成23年度決算概要について、お配りをしておりますお手元の決

算特別委員会説明資料総務部と表紙に記載しております資料により、御説明を申し上げます。

1 ページの平成23年度歳入歳出決算総括表をごらんください。

総務部の決算に関連します会計は、一般会計と全国型市場公募地方債の発行に係る公債管理特別会計、市町村が行う公共施設等の整備事業に係る市町村振興資金貸付事業特別会計の3会計でございます。

これらの3会計を合わせた歳入の決算状況でございますが、収入済み額は6,349億9,806万円余、不納欠損額は3億5,351万円余、収入未済額は51億7,544万円余となっております。不納欠損額と収入未済額は、県税及びその加算金に係るものでございます。

次に、3会計を合わせた歳出の決算状況でございますが、支出済み額は2,738億1,490万円余、繰越額は3億5,916万円余、不用額が17億1,744万円余でございます。不用額の主なものは、人件費の執行残、経費節減等に伴う執行残などでございます。

以上が、総務部の平成23年度歳入歳出決算の概要でございます。詳細につきましては各課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井手順雄委員長 引き続き、各課長から説明をお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。

まず、決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査におきまして、監査結果公表事項として1件の御指摘をいただいておりますので、御説明申し上げます。

お手元の監査結果公表事項と表題に記載しておりますA4サイズの1枚の資料をごらんください。

御指摘の内容は、「平成23年度に、通勤中に過失割合の高い人身事故が1件発生してい

る。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、事故原因に応じた具体的な交通事故防止対策を講じること。」というものでございます。

御指摘を受けました事故は、通勤途上に、前方不注意を原因として発生したものでございます。このため、事故が発生した直後に、課内全職員に対して、職員行動規範や交通事故防止に係る通知の徹底などの注意喚起を行ったところでございます。

また、忙しい時期での事故発生ということも鑑みまして、疲労蓄積時には無理をして運転しないこと、健康管理のため計画的に休暇を取得することなど、自己管理や職場としての配慮についてもあわせて呼びかけております。

特に、人事課は、交通事故防止や交通法規遵守を指導する立場でございますので、人事課職員一人一人が交通事故防止や交通法規遵守に対する高い意識を持ち続けるよう、課内での会議などさまざまな機会を捉え呼びかけを行うなど、交通事故や交通違反の発生しない職場づくりに努めてまいります。

続きまして、人事課の決算について御説明を申し上げます。

お手元の資料の決算特別委員会説明資料総務部の2ページをお願いいたします。

まず、歳入に関してでございますが、諸収入の各項目とも調定額どおりの収入となっており、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

まず、総務管理費のうち一般管理費でございますが、職員47名分の給与費等でございます。不用額は1,507万円余となっております。

備考欄にありますように、その主なものは、時間外勤務手当の執行残でございます。

これは、災害対応等の時間外手当を人事課で一括管理しておりますが、その分の執行残でございます。

次に、下段の人事管理費についてでございますが、知事部局職員の退職手当及び課の運営経費等でございます。不用額1億7,198万円余の主なものは、退職手当の執行残でございます。

以上、人事課の分でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○濱田財政課長 財政課でございます。

引き続き、資料の4ページをお願いいたします。

一般会計の歳入について御説明をいたします。

財政課の歳入におきましては、不納欠損額、収入未済額はともにございません。

4ページの最上段をごらんいただきたいと思っております。

地方譲与税でございます。

予算現額に対して、4億500万円余収入済み額がふえてございます。これは、下から3段目をごらんいただきますと、地方法人特別譲与税というものがございしますが、税収の増等によりまして、見込み額より多かったということによるものでございます。

同じく、4ページの最下段でございますが、地方交付税を上げてございます。これも同様に、交付額が見込み額より多かったため、9億400万円余の収入増となっております。

1ページ飛ばしていただきまして、6ページをお願いいたします。

中段に、諸収入のうちの宝くじ収入というのがございます。これにつきましても、見込み額を上回り、予算の現額よりも3億8,600万円余多く収入をいたしております。

引き続き、7ページをお願いいたします。

7ページから11ページまで県債が続きま

す。7ページの最上段のところでの理由を御説明いたしますが、7ページの最上段、県債をトータルいたしまして173億円余、予算現額と収入済み額との差が出ております。これは備考欄に記載のとおり、これら県債を財源といたします建設事業等の予算が平成24年度へ繰り越されたこと、こういったことなどによるものでございます。

以下、11ページまで、同様の理由での記載の減額等々が発生してございます。

引き続きまして、12ページをお願いいたします。

歳入の最後でございまして、中段の交通安全対策特別交付金、それから最下段の地方特別交付金でございまして、いずれも実際の交付額が見込み額を上回っております、予算現額より収入済み額がふえてございます。

次の13ページをお願いいたします。

ここから歳出でございまして。

13ページは総務費でございまして、2つ内容がございまして、一般管理費が中段にございまして、これは職員給与や活動費でございまして、最下段は財政管理費でございまして、これは課の運営費や基金の積立金などでございまして、それぞれ194万円余、180万円の不用額を生じております。経費節減等によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

14ページの上半分が公債費のくくりでございまして。上から2段目の元金、3段目の利子、4段目の公債諸費という経費でございまして、いずれも不用額が発生しておりますが、これは後ほど説明をいたします公債管理特別会計への繰出金の減によるものでございまして。後ろのほうで御説明をいたします。

最下段の予備費をごらんいただきたいと思っております。

予備費については、1億3,400万円余の不用額が出ております。これは、当初予算は2億円でございましたけれども、中途6,500万

円を充用するという決算になってございますので、残りの分が不用額として生じるものでございます。

次の15ページをお願いいたします。

15ページからが公債管理の特別会計でございまして。これは市場公募債や借換債を管理する特別会計でございまして。

15ページが歳入でございまして。

ここは、いずれも不納欠損、収入未済ともございませぬが、上から2段目の繰入金をごらんいただきますと、予算現額と比較して収入済み額が1,600万円余の減となっております。これは次ページの歳出の減に伴うものでございまして。

16ページをお願いいたします。

16ページが、この公債管理特別会計の歳出でございまして。

上から3段目に利子がございまして。これは、共同発行の市場公募債、これの差額割引料が少なく済んだということによる不用額、それから、最下段の公債諸費でございまして、これは借換債の発行手数料の減によるものでございまして。

これら2つの不用額の発生に伴いまして、先ほど御説明しました一般会計の歳出も連動して減少するというようになってございまして。

財政課は以上でございまして。よろしく御願いたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございまして。

まず、本年度の定期監査につきまして、公表事項等はございませぬ。

次に、決算の状況について御説明申し上げます。説明資料の17ページをお願いいたします。

歳入でございまして。

諸収入でございまして、調定額どおりの収入となっております、不納欠損額及び収入未済額

はございません。

次に、18ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主なものを御説明申し上げます。

まず、文書費でございます。

行政文書の管理などに要する経費でございます。不用額830万円余は、経費節減に伴う執行残などでございます。

次に、大学費でございます。

公立大学法人熊本県立大学に対して交付する運営費交付金、法人の業務実績に関する評価等を行う熊本県公立大学法人評価委員会に要する経費などでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

まず、本年度の定期監査の公表事項はございません。

平成23年度の私学振興課の決算の状況につきまして御説明申し上げます。説明資料の19ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

使用料、手数料、それから中段の国庫支出金、あけていただきまして21ページの財産収入、繰入金、諸収入において、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、22ページからが歳出でございます。主なものを御説明いたします。

中段の教育費でございますが、私学振興費として111億4,600万円余の支出済み額となっております。これは、私立高等学校22校、私立中学校9校、学校法人立私立幼稚園109園に対する経常費補助などでございます。

不用額を生じました主な理由といたしましては、資料23ページの10番の私立高等学校授業料等減免補助と21番の私立高等学校等就学支援金事業について、対象となる生徒数が当初見込みに対して少なかったことなどによる

ものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。着座の上、説明させていただきます。

まず、本年度の定期監査におきます公表事項はございません。

次に、決算につきまして御説明申し上げます。説明資料の24ページをお願いいたします。

歳入でございますが、いずれも調定額どおりに収入済みとなっております。不納欠損、収入未済額はともにございません。

次に、25ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明いたします。

中段の人事管理費でございますが、支出済み額9億3,230万円となっております。その内訳は備考欄のとおりでございますが、不用額3,250万円余の主なものは、職員住宅関係で、廃止しました住宅の解体工事関係経費の入札残や維持管理経費等の執行残でございます。

総務事務センターは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉永管財課長 管財課でございます。

まず、本年度実施の定期監査におきましての公表事項はございません。

次に、決算状況につきまして御説明申し上げます。説明資料の26ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、全科目にわたって不納欠損額、収入未済額はございません。

下段の財産収入のうち、一番下の土地売払収入の16億1,500万円余でございますが、これは、精神保健福祉センターやグラウンド肥後

等、15件の未利用県有財産の売却収入でございます。

なお、この売却物件の詳細につきましては、別冊の資料となっておりますが、お手元の決算特別委員会附属資料の9ページから10ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

それでは、説明資料の28ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳出について御説明いたします。

一番下の財産管理費は、県庁舎の管理費、普通財産などの管理費や処分費でございます。5,800万円余が不用額となっておりますが、これは光熱水費等の管理経費の節減や庁舎の維持管理業務委託の入札残によるものでございます。

管財課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

決算の説明に入ります前に、本年度の定期監査におきまして、報告事項として1件御指摘をいただいておりますので、御説明いたします。

別紙の、監査結果公表事項と書いたページをお願いいたします。

御指摘の内容は、「平成23年度に、私用中に飲酒運転による交通法規違反で検挙された事例が発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、具体的な交通法規違反防止対策を講じること。」というものでございます。

この事案発生後に、直ちに職員全員に対し飲酒運転再発防止の徹底を指示したところでございますが、今後、このような事案が二度と起こらないよう、飲酒運転の防止に限らず、交通法規の遵守について、あらゆる機会を通じて職員に徹底するとともに、特に飲酒を伴う懇親会などでは、当日はもちろん、翌日の運転についても注意を喚起し、飲酒運転

防止の意識を高めてまいります。

続きまして、決算の状況について御説明いたします。説明資料の29ページをお願いいたします。

まず、県税の決算の状況でございます。

県税全体を1段目に記載しております。調定額1,392億8,100万円余に対し、収入済み額が1,337億9,900万円余、不納欠損額が3億5,100万円余でございます。差し引き51億3,100万円余が収入未済額となっております。予算額と比較しますと、3億5,600万円余の増収となっております。

各税目とも、おおむね予算額を上回る収入を得ることができておりますが、3段目の個人県民税につきましては、株式市場の低迷による株式等譲渡所得割の減少のため、また、そのページ一番下の県民税利子割につきましては、金利の低下のために、それぞれ予算額を下回っております。

ページをおめくりいただきまして、31ページが一番下でございますが、自動車取得税につきましても、新車販売の低迷などによりまして、予算額を下回っております。

以下、33ページの産業廃棄物税までが県税でございます。34ページからは税外収入でございます。

35ページの下から3段目の諸収入に4,400万円余の収入未済額がございますが、これは主に次の36ページの1段目の加算金に係るものでございます。

次に、県税の収入未済額の状況につきまして、別冊の決算特別委員会附属資料で御説明いたします。

5ページの平成23年度収入未済に関する調べをお願いいたします。

2といたしまして、収入未済額の過去3年間の推移を、税目ごとに過年度分、現年度分、計の順番で記載しております。

各年度の計の最下段、収入未済額の合計をごらんいただきたいと思っておりますが、収入未済

額は、平成21年度までは増加傾向にございましたが、平成22年度は2億1,200万円余を圧縮し、さらに今回の平成23年度決算では2億3,600万円余を圧縮することができました。

税目別では、一番上にごございます個人県民税が最も大きな割合を占めておりまして、収入未済額の総額が減少いたしました平成22年度におきましても個人県民税は増加しておりますところですが、平成23年度は、さきの所得税からの税源移譲後、初めて前年度から1億1,600万円余を圧縮することができたところでございます。

続きまして、附属資料の6ページでございますが、平成23年度の収入未済額を、滞納整理の段階に応じて納税交渉中から執行停止の4つの区分に整理しております。

次に、附属資料の7ページをお願いいたします。

平成23年度の未収金対策につきましては、1、実施した取り組み内容の(1)に書いております滞納処分の徹底及び早期着手と、それから、(2)に記しております個人県民税の徴収強化対策に重点を置いて税収の確保に取り組ましました。

特に、収入未済額の4分の3を占めます個人県民税につきましては、(2)の①のとおり、税収の半分を占める熊本市に重点を置いた対策といたしまして、熊本県税務所に個人県民税担当として3名の専任職員を配置し、熊本市税務職員の身分を持たせて、市と共同で滞納処分に当たりました。

また、地域振興局におきましても、③のとおり、併任徴収、徴収引き継ぎ、地域版滞納整理機構に対する支援などの取り組みを内容とする徴収強化計画を着実に実施してまいりました。

あわせまして、前後いたしますが、②に記載のとおり、県及び市町村の税務担当課長から成る熊本県地方税収確保対策連絡会議を開催し、県及び市町村の連携を強化してまいり

ました。

さらに、④でございますが、これは所得税の源泉徴収と同様に、事業所に給与所得者の住民税を天引きしていただく特別徴収につきまして、平成25年度までの完全実施に向けて、アクションプランの策定と実施、さらには熊本県入札参加資格要件化の推進などに取り組んでいるところでございます。

以上のような取り組みの結果、2のとおり、収入歩合は、平成22年度と比べ0.2%アップし96.1%となるとともに、滞納繰越額の圧縮につながったところでございます。

とは申しましても、依然として収入未済額は51億円余に上っており、これまでの取り組みの成果を踏まえながら、引き続き税収の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、歳入について御説明いたしました。

続きまして、歳出でございます。

決算特別委員会説明資料にお戻りいただきまして、37ページをお願いいたします。

徴税費のうち税務総務費は、税務行政の管理、運営に要する経費でございます。7,300万円余の不用額は、職員給与費等の執行残と経費節減等によるものでございます。

次の賦課徴収費は、市町村に対する徴収取扱費、納税者に対する過誤納還付金等の経費で、不用額2億1,400万円余はこれらの執行残でございます。

38ページから諸支出金でございますが、これは税収の一定割合を市町村へ交付する交付金でございます。不用額は、いずれも実績が見込みを下回ったことによる執行残でございます。

税務課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

まず、本年度の定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、決算の状況について御説明申し上げます。資料の40ページをごらんください。

歳入でございますが、40ページから43ページまででございます。不納欠損額、収入未済額ともに、いずれもございません。

44ページからが歳出でございます。

44ページの上から4段目、地域振興局費でございますが、予算現額5億7,257万円に対しまして、支出済み額5億1,932万1,000円でございます。

支出済み額につきましては、備考欄に記載しております総合庁舎の施設整備費や管理運営費等に要した経費でございます。不用額3,447万7,000円につきましては、経費節減や入札残等に伴う執行残でございます。

翌年度繰越額1,877万2,000円につきましては、別冊の決算特別委員会附属資料の3ページをお願いいたします。

総合庁舎施設整備費の繰り越しでございます。

これは繰越理由欄に記載しておりますように、阿蘇総合庁舎の耐震改修工事におきまして、基礎工事に遅延が生じたことによるものでございます。予算額2億7,405万1,000円に対しまして、平成23年度執行額2億4,014万7,000円、平成24年度への繰越額1,877万2,000円でございます。本事業につきましては、年度が明けました4月に完了しております。

説明資料にお戻りください。

44ページの一番下の段、市町村総務振興費でございますが、予算現額18億6,075万1,000円に対しまして、支出済み額18億4,839万7,000円でございます。これは市町村行政課及び地域振興局の総務振興課職員241人分の職員給与費でございます。不用額1,235万4,000円につきましては、人件費の執行残でございます。

次に、45ページの1段目、自治振興費でございますが、予算現額13億5,055万8,000円に

対しまして、支出済み額13億4,267万9,000円でございます。これは市町村自治宝くじ交付金や市町村行財税政支援費等に要した経費でございます。不用額787万9,000円につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

次に、3段目、選挙管理委員会費でございますが、予算現額1,742万4,000円に対しまして、支出済み額1,615万5,000円でございます。不用額126万9,000円につきましては、人件費等の執行残でございます。

次に、4段目、選挙啓発費でございますが、予算現額321万3,000円に対しまして、支出済み額162万4,000円でございます。不用額158万9,000円につきましては、入札等に伴う執行残でございます。

次に、5段目、県議会議員選挙費でございますが、予算現額3億8,292万8,000円に対しまして、支出済み額3億8,282万円でございます。不用額10万8,000円につきましては、執行残でございます。

次に、6段目、知事選挙費でございますが、予算現額8億1,638万5,000円に対しまして、支出済み額は6億5,706万円でございます。不用額1億5,932万5,000円につきましては、執行残でございます。

当初、立候補者6人で計上しておりました予算でございますが、実質、立候補された方がお2人ということ等を理由とする執行残でございます。

市町村行政課は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山口市町村財政課長 市町村財政課でございます。

まず、本年度の定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

それでは、決算の状況につきまして御説明いたします。資料の46ページをお願いいたし

ます。

歳入につきましては、46ページから47ページまででございますが、いずれも不納欠損、収入未済額ともございません。

48ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、上から4段目、地域振興局費でございますが、予算現額4億5,477万9,000円に対しまして、支出済み額4億3,796万3,000円でございます。

支出済み額につきましては、備考欄に記載しておりますとおり、地域振興局提案による地域を元気にする事業に要した経費でございます。不用額1,681万6,000円につきましては、入札に伴う執行残でございます。

次に、6段目、市町村総務振興費でございますが、予算現額1億1,729万9,000円に対しまして、支出済み額1億1,728万3,000円でございます。これは市町村財政課職員16人分の職員給与費でございます。不用額1万6,000円につきましては、執行残でございます。

次に、7段目、自治振興費でございますが、予算現額3,082万2,000円に対しまして、支出済み額2,572万8,000円でございます。これは市町村行政体制強化事務経費や市町村行財政政支援等に要した経費でございます。不用額509万4,000円につきましては、経費節減に伴う執行残でございます。

49ページをお願いいたします。

市町村振興資金貸付事業特別会計でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともございません。

50ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1段目、市町村振興資金貸付金でございますが、予算現額1億31万3,000円に対しまして、支出済み額10万9,000円でございます。不用額1億20万4,000円につきましては、市町村への新規貸し付けがなかったことによる

ものでございます。

次に、2段目、一般会計繰出金でございますが、予算現額39億2,500万円に対しまして、支出済み額39億2,084万4,000円でございます。これは、地域振興局活動推進費及び財政再建戦略に基づき、財政健全化のための財源として一般会計へ繰り出したものでございます。不用額415万6,000円につきましては、地域振興局活動推進費分の執行残でございます。

市町村財政課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○原消防保安課長 消防保安課でございます。

まず、本年度の定期監査の結果につきましては、公表事項はございません。

決算でございますが、説明資料の51ページをお願いいたします。

歳入につきましては、51ページから52ページでございますが、消防保安課は、不納欠損額、収入未済額ともございません。

続きまして、53ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、総務費の真ん中ほどでございますが、防災総務費につきましては、防災消防ヘリコプター「ひばり」の管理運営費、同じく防災ヘリのテレビ伝送システム整備費、職員給与費でございます。なお、翌年度繰越額3億4,000万につきましては、最後に附属資料で説明をいたします。不用額の558万円余につきましては、経費節減に伴う執行残及び入札残でございます。

次に、消防指導費でございますが、これは、県消防学校の職員給与費、消防に係る事務費のほか、市町村に対します消防施設整備補助、消防広域化の推進費、危険物の取り締まり指導費、消防学校の運営費などが主なものでございます。不用額の748万円余につき

ましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

54ページをお願いいたします。

商工費でございます。

工鉦業費の火薬ガス等取締費につきましては、鉄砲火薬、高圧ガス及び電気の取り締まり指導に係ります職員給与費及び事務費でございます。不用額の134万円余につきましては、経費節減等に伴う執行残でございます。

最後に、翌年度の繰越事業についてですが、お手数ですが、別冊の附属資料をお願いいたします。

総務部の附属資料の4ページをお願いいたします。

防災消防ヘリコプターテレビ伝送システム整備事業費の3億4,000万円余の繰り越してございます。

これは、防災消防ヘリコプター「ひばり」にテレビカメラを設置しまして、上空からの映像を県庁の災害対策本部等に送信する事業ですが、繰り越しの事業としましては、本県の防災ヘリの機体に取りつけることができる専用の工場が国内に2カ所しかなく、そのうちの1カ所が昨年の東日本大震災で被災しましたため、残る工場に利用が集中し、本県ヘリが当分の間利用できなくなったため、事業計画全体がおくれたものでございます。

繰り越し後の進捗状況についてですが、この事業には、ヘリの機体にカメラを設置します工事と地上で映像や音声を受信する工事がございますが、現在24年度末の完了に向けて工事の進行管理を行っているところでございます。

消防保安課は以上でございます。

○井手順雄委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

ここで10分休憩をいたしまして、質疑を受けたいと思います。よろしくをお願いいたします。

午後2時11分休憩

午後2時19分開議

○井手順雄委員長 引き続き、委員会を開きます。

それでは、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんでしょうか。

○西聖一委員 監査委員の報告でちょっとお尋ねしたいんですけども、2ページ目の審査の意見で、県債残高が、いろいろ除けば通常債の残高は1兆739億円、それから財政調整用4基金の総額が389億円という数字が出ていますけれども、何か知事選のときには、債権残高は1兆円を切ると、それから、財政調整用4基金は、いつも53億円だったのが70億円ぐらいふえたかなという認識があったんですけども、この数字とは何かちょっとかけ離れているので、説明をお願いします。

○濱田財政課長 財政課のほうから御説明をいたします。

まず、この県債の残高の話でございますが、財政再建戦略の結果1兆円を切るというふうに申し上げていたのは通常債の話でございます。しかも、24年度末でということでございますので、この23末の段階では、この数字が正しい数字でございます。

○西聖一委員 24年度末ですか。

○濱田財政課長 24年度末で1兆円を切ります。

それから、もう1点の基金の残高の話でございますが、いつも財政健全化の指標としてお示ししている財政調整用の4基金の残高というのは、年度の当初、当初予算をつくってみて、幾ら貯金が残っていますかという数字をお示ししております。

ここに載っている数字は、年度末の残高で

ございますので、それは当然当初予算をつくるときにがばっと崩してしまいますので、実際、4月1日になれば残高は、申し上げていたとおりの額になってしまうという状況です。

○西聖一委員 わかりました。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○前田憲秀委員 総務部の附属資料の7ページのところでちょっとお尋ねをしたいんですけども、23年度実施した取り組み内容の中の④なんですけれども、個人県民税の特別徴収完全実施アクションプランの策定及び実施ということで、特別徴収という話がありました。総務部長のお話の中にも、特別徴収においては、全事業所、全指定ができるようなお話が先ほどあったんですけども、これは——普通徴収、特別徴収と一応2つあるんですけども、事業所は特別にしないといけないとか、何かそういう決まりはあるんですか。そこら辺をちょっと。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

法律上、給与所得者につきましては、事業所が徴収します特別徴収が義務となっております。それ以外が普通徴収というふうなことになるっております。

○前田憲秀委員 個人事業でも、給与ということであれば特別徴収ということになるんですかね。

○渡辺税務課長 そのとおりでございます。

○前田憲秀委員 じゃあ、例えば今対象になる給与を支給している事業所で、特別徴収の割合というのはどれぐらいか把握されていますか。

○渡辺税務課長 事業所の割合で申し上げますと、平成22年度の総務省の資料で算定しましたところでは65%ほどでございます。

○前田憲秀委員 熊本のデータというのはないですか。

○渡辺税務課長 熊本のデータでございます。

○前田憲秀委員 じゃあ、逆に、それは全国的に比べてどうなんでしょうか。多いほうなんでしょうか、少ないんでしょうか。

○渡辺税務課長 全国平均を5.6ポイントほど下回っております。

○前田憲秀委員 わかりました。じゃあ、本県の場合は、全国平均6割よりも上回っているということなんですね、65%ということはですね。（発言する者あり）下回っている。じゃあ、全国平均は7割ということで。それと、総務部長が全指定ができるようにというにはまだほど遠い目標値なのかなというふうに思います。

それと、ちょっと別角度でもお尋ねしたんですけども、逆に今こういう御時世で、事業所も非常に厳しい、お給料のお支払いも厳しい状況で、それで逆に住民税が徴収できなくなるなんていう事例はないんでしょうか。というか、心配というか。

○渡辺税務課長 詳細にその辺の——個別につきましては、直接は市町村のほうで徴収に当たっておりますので承知はしておりませんが、もし仮にそういった場合になりますと、特別徴収義務がございますので、事業所に対して滞納処分なり、そういった働きかけをしていくということになります。

○駒崎総務部長 国税のほうは、源泉徴収は全ての事業所でなさるのが原則で、これは相当の率なさっています。国税は税務署に納めるだけで済むんですが、地方税の場合は、それぞれの従業員の住所地に手続をするという煩雑さがあるので、なかなか進まないという背景もあるかと思えます。

その辺のところについては、できるだけ事務の効率化を図って、事業所の負担を軽くしながら、源泉徴収並みにはせめてやっていたくように努力してまいりたいと思っております。

○前田憲秀委員 わかりました。事情はよくわかります。

先ほど、事業所で滞納者が出た場合には、個別に徴収する分と事業所でまとめて、まあ多い少ないもあるんでしょうけれども、そのことをちょっと御質問させていただいたんですけども、背景、いわゆる給与を支払っている事業所には義務があるということですので、やっぱりここははっきり——前回、県税事務所にお邪魔したときにも、特別徴収にするかしないかがやっぱり滞納を防ぐ今一番の方法ですというお話も聞きましたし、そうであれば、もう少し何か目に見えるような形でやっていくべきなのかなというふうには思っています。

たしか個人の確定申告書には、丸をつければ特別徴収になるような、そういう仕組みもあったんじゃないかと思えます。そういうふうな形で、何らかの形で、全国平均よりも5～6%下回っているということですので、しっかりそこは努力をしていただきたいなというふうには要望して終わります。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○佐藤雅司委員 総務のほうの説明資料の29

ページ、備考欄に水森税のことが書いてありますが、減額ということになっておりますが、収入が少なかったということですが、これは何か原因があるんですかね。

○渡辺税務課長 この減額の部分につきましては、個人県民税の部分でございまして、水森税の分ではございません。

○佐藤雅司委員 水森税が……。

○渡辺税務課長 内訳をここに記載しておりますけれども、水森税についての減額ということではございません。

○佐藤雅司委員 ということではない。も含まれているという意味ですかね。

○渡辺税務課長 この、予算との比較での減額の部分につきましては、先ほど御説明申し上げましたけれども、株式譲渡所得割についての減額でございます。

○井手順雄委員長 ほかにございませんか。

○西岡勝成委員 人事課にちょっとお尋ねですが、交通事故の話ですけれども、我々も、議会のたびに和解の話とかいろいろお聞きするんですけども、年に何件ぐらいあって、どのぐらいの金額の和解金があっているのか。

○古閑人事課長 ちなみに平成23年度でいきますと、公務上で約39件、公務外で——これは人身事故のみでございまして、49件でございます。

○西岡勝成委員 金額的に、和解のあれはわかりますか。

○古閑人事課長 申しわけございません。ちょっと手元にございません。

○西岡勝成委員 すると、それは増加傾向にあるんですが、大体そういうものなんですか。

○古閑人事課長 いわゆる事故の件数でいきますと、平成22年が118件でございましたので、それが88件になっておりますので、25%減ということではございます。

○西岡勝成委員 もう1つ、市町村財政課。この市町村振興資金、対象がなかったということですが、大体どういう資金に使えるのか。いつもは、あるのかな。

○山口市町村財政課長 市町村財政課でございます。

市町村振興資金についてのお尋ねでございますけれども、実は、平成21年度から、21、22、23の3カ年度につきましては、県の財政再建戦略を優先するというので、原則貸し付けを休止しておりました関係で、平成23年度につきましても貸し付け実績はゼロということでございます。

資金使途につきましては、市町村が行います設備投資の財源として貸し付けているものでございます。

○西岡勝成委員 市町村から要望がなかったわけ。それとも、こっちで切った。

○山口市町村財政課長 まず、基本は財政再建戦略に基づきまして原則休止しておりましたので。それと、貸し付け要請も過去3カ年ございませんでした。

○浦田祐三子委員 ちょっと関連で。今どちらかはっきりわからなかったんですけれど

も、今の説明では、平成21年から23年までは貸し付けをとめていたというお話でしたけれども、どちらなんですか。

○山口市町村財政課長 ちょっと不正確な説明で失礼しました。原則、県としては貸し付けを休止するというので公にしております。ただし、従前からの継続案件等、もしくは緊急案件等につきましては、知事が配慮した上で貸し付けることもあるということでございます。

○重村栄委員 財政課のところでお聞きしたいんですけども、財政課の歳入の部分なんですけど、例えば土木あたりのところの国庫補助事業の歳入、予算現額に対して収入済み額がかなり下回って、ほとんどがマイナスで出ていますね。これは、土木の国庫補助のところはほとんど軒並みマイナスで出ているんですけども、ここだけ見ると、何か事業に支障があったのかどうかちょっと心配だったんですが、現実問題として土木あたりに話を聞けばいいんでしょうけれども、ここのを限りでの話で、総論的に、土木部所管で計画をされた事業に対して、こういう収入済み額ということでマイナスになった時点で、何か事業遂行に当たって支障があったのかどうか。総論的に結構なんですけれども。

○濱田財政課長 説明資料の9ページのところだと思いますが、よろしいでしょうか。

○重村栄委員 はい。

○濱田財政課長 結論から申し上げますと、ここで予算現額と収入済み額との比較でマイナスがすごく立っておりますけれども、これについては、繰り返しになりますが、繰り越しの財源として24年度に持っていくために23年度にもう県債を借りなかったということ

ございまして、その率を言いますと、およそこの減額のうちの93%が繰り越し財源として翌年度に行ったということでございますので、事業自体がポシャったとか、そういうことではございません。

○重村栄委員 わかりました。

それと、小さなことで申しわけないですが、市町村行政課。選挙啓発費で、これは予算現額に対して執行済み額、ちょうど半分ぐらいです。理由を書いてあるんですけども、入札等に伴う執行残ということなんですけど、これは何か計画されてやらなかったとか、そういうのが何かあるんですか。実際執行率が半分ぐらいなので、どうなのかなとちょっと気になったんですけども。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。

この予算額で計画を立てまして、入札にかけましたところ、実際安い額で入りました。その額で執行できました関係での残でございます。2月補正で減額するべきところでございますんですけど、実際確定しましたのが補正の時期を過ぎておりましたので、このままでの決算額ということになっております。

事業内容については、当初予算で計画したとおりの事業をやっております。

○重村栄委員 済みません、これは入札だけの結果ですか。ほかは何もない。

○能登市町村行政課長 事務費等の減額も若干ありますが、基本的には入札残です。

○重村栄委員 ということは、見積もりが非常に甘かったんですか。これだけ、50%ぐらいの執行率ということは。

○能登市町村行政課長 結果的にはそういう

ことになるかもしれません。

○重村栄委員 わかりました。いいです。

○池田和貴副委員長 市町村振興資金貸付事業特別会計の件なんですけれども、済みません、先ほど関連で言えばよかったですけど、基本的に今貸し付けはとめていらっしゃるということで、ただ、収入自体は、40数億の歳入があるということです。とめている前には、大体年間どれぐらいの貸し付け要望があって使われていたのか。本当にこれだけの、特別会計として予算規模を持っているのが適正なのかどうなのか。その辺についてはどうお考えになっているのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○山口市町村財政課長 21年度に休止するまでは、過去3カ年の貸し付け実績が、平成18年度が3億2,000万円、平成19年度が4億5,000万円、平成20年度が1億8,000万円と、だんだん低下傾向にはございました。

それから、特別会計の残高ですけども、現在貸し付け残高がまだございます。それから、繰越金を合わせて35億円程度あるんですけども、これまで貸し付け実績に比べてかなり多かったものですから、先ほど言いましたように、平成23年度2月補正で38億円余は一般会計に、財政再建のために繰り入れするというような形で、適正な残高になるよう、今努力しているところでございます。

○池田和貴副委員長 わかりました。

やはり財政が非常に厳しいところもあると思いますので、ここの金額については、ぜひ精査をしていただいて、活用できる部分があればやっぱり活用するのも一つの手かなというふうに思いますので、そこはよろしく願いしておきます。要望です。

○重村栄委員 税務課の、総務部の附属資料の7ページ、未収金対策で差し押さえをされるということで、その差し押さえしたものをインターネット公売とか市町村合同公売会等を活用して換価促進を図ったということが書いてありますが、差し押さえの件数は今ふえているのか減っているのか、ここ数年あたりどんな状況になっているのかというのが1つと、このインターネットとかあるいは公売会で換価されていますけれども、これは、期待どおりの対価が得られているのか、思ったほどないのか、その辺実態はどうなんですか。

○渡辺税務課長 まず、先にインターネット公売のほうでございますけれども、昨年度、8回ほど参加しております、89品出品いたしまして72件の落札をいただいております。落札の合計額は約450万円ということで、ほぼ期待しているような効果は得られているというふうに思っております。

差し押さえの件数は、ちょっと時間をいただけますか。また後ほど御説明いたします。

○重村栄委員 もう1つ、その合同公売会のほうはどうなんですか。先ほどのインターネットですよ。

○渡辺税務課長 合同公売会につきましては、つい最近の例で申し上げますと、9月に熊本の総合庁舎のほうで実施しております。それで、県分といたしまして——これは熊本市との合同で実施いたしましたけれども、県の分が13品出品いたしまして12品の落札ということで、見積もり価格、余り大きくはございませんが、17万3,000円に対しまして22万6,000円ということで、落札は1.3倍ぐらいの落札額で落としていただいております。

○重村栄委員 今は、公売されるのはインターネットで販売されていますけれども、それ

に至るまでの手間暇がかかっていますよね。それを勘案してもやったほうがいいんですか。

○渡辺税務課長 まず、最近は、まだ物を差し押さえる前に、給与債権あるいは預金債権、そういったものの差し押さえに行きますけれども、それでも解消を図れない場合には、やっぱり物の差し押さえということになりまして、ここはコストの面もございまして、やはり負担の公平性といったことから、県として姿勢を示す意味からでも公売したほうが良いというふうに判断しております。

○重村栄委員 実益よりも姿勢を示すためにはやった方がいいというふうに受け取っていいんですね。

○渡辺税務課長 効果はあると考えております。

○重村栄委員 効果があるということ、わかりました。

○西聖一委員 同じ資料4ページで、消防保安課。ヘリコプターのテレビ伝送システム整備事業費、2カ所のうち1カ所が使えないということですが、年内でその工事ができる可能性について教えてください。

○原消防保安課長 今繰り越しで事業をやっておりますけれども、現時点でおおよそ5割ほど事業が進捗しております。残り半年で完了するように、今計画を立てております。完了いたします。

○西聖一委員 現在ヘリコプターが飛んでいることについては支障はないわけでしょう。

○原消防保安課長 現在はまだ取りつけして
おりませんので、取りつけする時点でヘリコ
プターを運休しまして、その間はおかわりのヘ
リコプターを代替機で使用いたしまして、そ
の間は調整いたします。

○西聖一委員 じゃあ、そのシステムがつけ
ば、さらに何かその効果が——どういう効果
が出てくるんですか、テレビをつけることによ
って。

○原消防保安課長 現在は、ヘリコプターの
テレビ伝送システムは県警のヘリについてお
ります。この前の龍田の災害でも、県警ヘリ
が上空から撮影して県庁に送って、その状況
を見て「ひばり」が救助したという役割分担
をしておりますが、仮に県警ヘリが別の事案
で出たときとか運休した場合は「ひばり」の
テレビ伝送システムが役立つときがあると思
います。

○西聖一委員 じゃあ、早急に完成をよろし
くお願いいたします。

○西岡勝成委員 市町村行政課、44ページの
地域振興局費ですが、施設整備費とか管理運
営費の減額というのはわかるんですが、やっ
ぱり地域振興局の活動推進費、これは非常
に、私は——地域のいろいろな、一番末端に
あるわけですから、ここあたりは足らぬ、足
らぬぐらいに、財政は厳しいにしても、足ら
ぬ、足らぬぐらいの使い方だいいと思うん
です。

例えば、部長、これはどういうものに使う
んですかね。

○駒崎総務部長 振興局が独自に計画を立て
て自主的にするケースと、市町村と連携した
事業などに充てるということで、ある程度、
本庁から指示してするという仕組みではなく

て、振興局が企画したり発想した事柄につい
て使っていただく経費として予定しておりま
す。

○西岡勝成委員 私も提案したんですが、振
興局で推薦事業といいますか、振興局でこの
事業は考えて推進したいという事業で、局長
の、要するに推進事業みたいなテーマがあっ
て、私が提案して取り組んでもらった事業が
あり、本当にありがたいと思うんですけども
、こういうのをやっぱり一番末端に、県政
の中で末端にあるところですから、もっとば
んばん地域からのいろいろなそういうアイデ
アとか住民の人たちのそういうものを——こ
こがやっぱり一番県政の活力をつくっていく
原点と思うんですけども、この辺で予算を
余らせちゃいかぬと思うんですけども、そ
の点どうですか。

○能登市町村行政課長 委員おっしゃるとお
り、それぞれの振興局で工夫を凝らして取り
組んでいただいております。例えば、菊池で
ございますと、えこめ牛でございますとか、
阿蘇でございますと、鉄道で巡る阿蘇の旅等
関係の取り組みとか、さまざまな取り組みを
していただいております。

それぞれ大体1振興局当たり500万円程度
でやっていただくことになっておりますが、
どうしても年度末にかけまして事務の執行で
若干残るところがございます。そこもできる
だけ早目に、金額が余った分については、要
らない分については引き上げまして、足らな
いところに再度配分するとか、そういった工
夫はやりながら、できるだけ無駄にならない
ように、全額可能な限り使っていただくよう
な配分をさせていただいているところでござ
います。

○西岡勝成委員 各振興局長にもぜひそう伝
えていただいて、財政がこういう状況ですか

ら、余すことは決して悪いことじゃないんですけれども、やっぱり使うべきところは使っていないと活力は出てこないと思うんですね。

私の例で言いますと、チョウメイソウという薬草のあれを振興局で扱っていただいて、大変助かりながら、もうことしあたりは作りこなさんぐらいの形にまでなっているんですね。それはありがたいことで、なかなか一つの取り組みをするのに県がこうやってバックアップしてくれると非常にありがたくて、そして前に進み方が早いんですよ。ぜひこの辺の予算を残さんで使うぐらいの覚悟でやっていただきたいと思います。

○駒崎総務部長 御指摘を踏まえてしっかり取り組んでまいります。

念のために申し上げますが、ちょっとこの表の作り方が紛らわしいかもしれませんが、不用額を生じた理由というのは経費節減でございますが、その下の欄は、不用額の内訳でなくて、予算のうちこういうふうに使いましたということですので、振興局の活動費は、500万掛ける10振興局で、5,000万をベースにして4,500万程度使っていますというふうにつくっております。ちょっと表が紛らわしくて申しわけございません。

○井手順雄委員長 じゃあ、私から一言。その500万じゃ少なかつじゃなかつですか。

○駒崎総務部長 幾らが適正かという——ただ、私も、玉名で振興局長の経験がございますけれども、少し大き目の交差点改良とかの要望に応えようとする、とても1,000万でも足りないというようなことになります。ですから、そこは振興局ですぐ動いたほうがいい、あるいはとにかく初動の経費としてすぐ動ける経費があると動きが始まって、後は本庁のほうにしっかり予算確保していただく

というケースもあるかと思っております。

玉名ときは、新幹線の開通工事——まだ工事中でございましたけれども、玉名の地区の小中学生、主に小学生でしたけれども、募集しまして、新幹線に乗せて工事中のトンネルも見学させて、それを壁新聞につくってもらって玉名駅に張り出すというPR事業をやったんですが、そのときはもう20万足らずのお金しかなかったんですけれども、JRとかかけ合ったところ、振興局にある予算で希望する子供たち全部を乗せてあげますということができましたので、その後からはしっかりと、今度は本庁のほうで予算を組んで、そういうPR活動の一環にしてもらったということもございます。

ですから、500万で十分でないという感覚は、確かにそういう点あるかと思いますが、厳しい中でやりくりしておりますので、振興局がすぐ動ける経費としてまずはつけているということで——それ以外には一切振興局の要望は聞かないということではございませんので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○井手順雄委員長 ほかにございせんか。

○東充美委員 自動車税のことなんですけれども、未収金対策のところ、これによりますと、件数が68から69.5%かな、これは納期内と思うんですけれども、コンビニが少し伸びてきていますけれども、これは、納期内にもし入ってこなかったら、督促とかいう形は出しているんですか。来たことがないけんわからぬけれども。

○渡辺税務課長 納期限後に催告状を出しまして、その後に訪問なり電話なりの、督促なり催告を行っております。

○東充美委員 督促というのは、その費用は

どのくらいかかります。

○渡辺税務課長 督促状は、はがき代でございますが、1通80円でございます。

○東充美委員 件数でどのくらいですか。

○渡辺税務課長 大体10万件ほど出しております。

○東充美委員 80円の10万件。単純に80掛ける10万件でいいですか。（「800万」と呼ぶ者あり）毎年、大体そのくらいですか。

○渡辺税務課長 大体それくらいになっております。

○東充美委員 それで、この未収金の7ページなんですけれども、一番下に自動車税徴収の効率化を図るために民間委託という形なんですけれども、どうやったら効率化になるんですかね、民間委託で。

○渡辺税務課長 いわゆるコールセンター業務を委託しておりますけれども、通常は納期限後に催告いたしますけれども、その後に民間の業者から納税の状況の確認という形で電話いたしまして、納めていただきましたでしょうかという確認をいたしまして、それで、まず1点目は、早目に滞納している方の状況がわかるということ、その催告の間に、職員としては、ほかの過年度分の整理とか行いまして、マンパワーを生み出して、さらにその力をもって滞納整理に当たっていくというふうなことで効率化が図られているという状況でございます。

○東充美委員 余り意味がわかりませんが、結局払わないという方、まあ督促を出しても払わない方というのは、極端に言うと

確信犯ですかね、毎年。

○渡辺税務課長 結構そういう面もございませんで、ちょっと後でいいかなという感じの方がいらっしゃる分については、やはり効果があるというふうに考えております。

○東充美委員 たしかこれは、税金の納付書がないと、車検というんですか、検査、あれは受けられないんでしょう。ということは、何というかな、払わないと車にその次の車検以降は乗れないということですか。

○渡辺税務課長 そういう形になっております。

○東充美委員 ですよ。ということは、最終的にはほとんどというか、まあ100%近く税金はというか、払われる方向になるんですか。

○渡辺税務課長 車検が2年に1回、3年に1回でございますので、1年分——税金は1年1年かかってまいりますものですから、払わない年があれば、その分は滞納という形になります。

○東充美委員 私は、これは重点税ですからね、やっぱり滞納というのはおかしいけれども、7割以下というのはちょっとおかしいと思うんですけれども、まあ徴収は専門の方々で、今度はまた徴収を強くすると思うけれども、せめて7割以上にしてほしいと思います。

○渡辺税務課長 熊本県の場合、非常に特徴的でございますが、当初のほうは納付率が非常に低いんでございますけれども、最終的に年度末までにまいりますと、全国平均を上回る納付率になってまいっております。

○井手順雄委員長 何%、98とかならう。

○渡辺税務課長 23年度の実績で申しますと、熊本県は徴収率が97.9%ございまして、全国で13番目の高率となっております。

○井手順雄委員長 ところで、先ほど督促状、1回800万と。何回出すわけ、督促状は、最終的に。

○渡辺税務課長 通常は1回でございます。

○井手順雄委員長 いや、2回か3回……（発言する者あり）その督促状の総額は幾らですか。わからぬならいいです。

○重村栄委員 今何か催促の電話とか民間の方に頼んでというお話がありましたね。それは幾らぐらいかかりよるんですか。

○渡辺税務課長 約400万でございます。

○重村栄委員 400万、大体毎年そのくらい出よる。件数関係なく、その業務として幾らと。

○渡辺税務課長 はい。

○重村栄委員 もういっちょいいですか。ちょっと細かい話で済みません。車検を受けるときは、例えば今車検を受けようとする、23年度の納付書があればいいですよ。22年度の納付書がなくても——極端に言えば、22年度の納付書がなくても、23年度の納付書があれば車検を受けられるんですよ、多分ね。

納付の場合は、単年度の納付書しか来ないでしょう。前に滞納しとっても関係ないでしょう。22年度分、23年度ってやり方をします

よね。23年度だけ払うて、22年度は払わぬということはできるんですかね。そういうケースがあるのかなと思って。ちょっとあるのかどうか、できるのかどうか。

○渡辺税務課長 基本的には前年度分から充当してまいりますので、概念的にはできないというふうに思っておりますけれども。

○重村栄委員 でも、例えばコンビニに持っていきますよね。コンビニに持っていくと印鑑を押してくれますよね、受領印を。ということは、前の年度のを持っていかなども、必要な年度だけ持っていけば、それに押してくれるんじゃないんですか。たしかこれは前んとですよわからぬはずですけどね。だから、もしそうならシステムを変えないとおかしくなってくる。

○渡辺税務課長 納付書自体に未納がある場合は印がついておりますので、そこで確認できるようにしております。

○重村栄委員 できる。それはコンビニでもちゃんとできるごとなっている。

○渡辺税務課長 それ自体に印字してございますので。

○重村栄委員 じゃあ、さっき言ったようなやり方はできないね。

○渡辺税務課長 はい。

○重村栄委員 間違いなくできないですね。なら、いいです。

○池田和貴副委員長 済みません、会計課のほうにお尋ねをしたいと思います。

先ほど御説明があったように、年間、県で

は約8,000億から9,000億のお金が行ったり来たりしているわけですね。支払いもありますので、流動性を担保しながらなんですけれども、そのお金を運用することによって若干利子とかそういったものも出ると思うんですが、前からそこは知恵の出どころだと思うので、少しでも収入を上げようと思えば、何千億円というお金をどういうふうにして運用していくかということも求められていると思うんですが、そういうことは以前から指摘はしているんですけれども、今会計課ではどういう工夫をされているのか。実際の運用した利子額はどれぐらいなのか。また、一時借入れとかも発生すると思うんですが、そのときの利子はどれぐらいになるのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

○福島会計課長 資金の運用についてでございますけれども、資金の運用については、指定金融機関あるいは地元の金融機関に対します優先預金というものがございます。これは地域振興に資するというで預けているものがございます。それ以外に、歳計現金で余裕がある分については、引き合いと申しまして、普通に言う競争入札みたいな感じで金利の提示をしてもらって、一番高いところに預けております。そのほか、債券ですけれども、国債とか地方債とか政府保証債、こういうもので残り期間の短いやつについて、できるだけ金利収入が得られるように預けをしております。

具体的に、利子の収入ですけれども、23年度で1億5,800万ほど利子収入を上げております。

○池田和貴副委員長 何%ぐらいですか。

○福島会計課長 かなり最近では、金利が低金利になってきておりますけれども、23年度で0.3%ほどです。

○池田和貴副委員長 0.3%、わかりました。

努力をされているとは思いますが、ぜひここはやっぱり知恵によってあると思うので、今までのやり方と、ほかに少しでもやれるところがあれば、ぜひやっていただきたいというふうに要望しておきます。

○佐藤雅司委員 私は、先ほどから——ちょっと質問がしづらくなりましたけれども、皆さんが胸を張って、この附属資料の5ページでございますが、非常に21年、22年、23年、努力をされて、かなり未済額は減ってきているなということの、例えば不動産取得税とか自動車税とか、どんどん減ってきておるということでありますが、努力をされているということは先ほどからちょっと説明の中にあっただと思うんですが、何か以前と、こういう時期と——最近はこうしているんだという何か妙案、妙手といいますか、これだからこういうふうになってきたと、その民間委託も一つのそうでしょうけれども、そんなものがあつたら教えていただきたいと思います。

○渡辺税務課長 先ほど来からちょっと御説明しておりますように、やはり県税の中で一番大きな割合を占めておりますのは個人県民税でございます。これが3分の1を占めております。未収金の大半をこの個人県民税が占めているということでございましたので、現在こちらのほうを重点的に取り組みを進めているところでございまして、特に従来は過年度分の滞納分を、県の職員、市町村の職員と一緒に徴収するというような直接的なものが多かったんですけれども、22年度に策定しました徴収強化計画におきましては、それとあわせまして、滞納額をふやさない、現年度分をきっちり取っていくというふうな対策に力を入れようということで、そちらのほう

に力を入れておりました、その成果があらわれて滞納額の圧縮につながっているんじゃないかなと思っております。

具体的に、現年対策といいますのは、先ほどの特別徴収もそうですし、あるいは県と市町村とで合同で催告を行う、そういったものの取り組みを通して繰越額の全体的な圧縮に取り組んでいるというところが一番特徴的かと考えております。

○佐藤雅司委員 市町村とか国税あたりと合同でやられるというのは以前からあったと私は思っているんですね。その中でやっぱり一確かにプランをつくって強化していった、だから頑張ったからこういうふうになったと。だろうと思うんですけども、何かその前は、それなら頑張らんだったんですかという、何か変な見方を私はするんですけども、何か違うんだろうと。もちろん意識もそうでしょうけれども、こんな景気の悪いときに伸ばしていくというのは、それは並大抵の話じゃないと私は思っているんですけども、そのことでやっぱり意識が、県職員の皆さん方の地方税に対する意識が大きく変わっていったその何かを聞いたかったなと思っておりますけれども、あんまりあれですけども、何かあれば、コメントが。同じ答えじゃなくて。

○渡辺税務課長 一番大きな要因といいますのは、滞納繰越額がどんどんふえていったということで、それに危機感を持ったというのが一番でございまして、これは市町村も同じだと思いますけれども、そういうことで、先ほど言いましたけれども、県と市町村の連絡会議というものをつくりまして、一緒にやっというふうな意識づくりをやりました。その中で、特別徴収の完全実施も取り組んでいこうと、そういったことで今進めておりました、その成果を今得ようということでは

頑張っているところでございます。

○佐藤雅司委員 頑張ってください。

それから、もう1点だけ、財政課。これは6ページの財政課の話ですが、宝くじ——熊本市が政令市になりましたけれども、宝くじが向こうに持っていかれて、やや減るようなことだったのかなというふうに思いますが、23年度ですかね、このままの状態ですが、もしこの収入に変化があるようだったら、ちょっと教えていただきたいなというふうに思っています。

○濱田財政課長 宝くじの全般的な収益の状況をまず御説明したいと思いますが、これは全国的な動きですけれども、平成18年度からずっと右肩下がりで売れ行きが下がってまいりました。ところが、ここに来て、御存じのとおり、当選金を従来の2.5倍に引き上げるとかあるいはインターネットあるいはロトシックスの回数がふえるとか、いろいろ工夫を凝らしまして、23年度は回復基調に復帰をしたということが非常に明るい話題、これは全国的な話題でございます。

この中で、熊本県の場合は、政令市の誕生に伴いまして県と熊本市で60対40、6割、4割でその収益金を分けるということに、これは24年度からなっております。この分は政令市と県との役割分担ですが、仕方ないとは思いますが、県のその60.5%のシェア分については、全体的な売り上げを伸ばすことで県への収入が上がるように、こういったふうに努めていきたいと思っておりますし、今のこの状況を見ると、そこは期待が持てるんじゃないかなというふうに思っております。

○佐藤雅司委員 従来の、通常の、例年のやり方だと減るということですね。

○濱田財政課長 はい。県だけの努力ではな

いですが、通常のこれまでのやり方をずっとやっていて、ずっと低迷が続いたものですから、これは全国で発行団体、地方団体が一緒になって抜本的な対策をとということで考えて今のようになったと。

○佐藤雅司委員 政令市との関係を私は聞いているんですね。だから、政令市になりましたから、6、4で割っていけば県の取り分が通常だったら安くなる、収入が減ると、だけど、伸びているから確保できるでしょう、そんな話なのかなと思いますけれども、どうですか。

○駒崎総務部長 結論を端的に申し上げますと、ほかの条件が変わらなければ、政令市移行で熊本市に移りますので、県の取り分は減ります。

○佐藤雅司委員 わかりました。

○前田憲秀委員 その宝くじで、ことしは見込みよりも3億8,000万多いということなんですけど、これは、今課長が御説明になった、平成23年の回復基調の結果ですかね。

○濱田財政課長 そうです。

○前田憲秀委員 じゃあ、これは国でやるものなので、あんまりあれなんでしょうけれども、より宝くじを買っていただければ、もちろん県の取り分は減るんですけども、見込みがこんなにふえるわけですから、背景として景気の回復も要るんでしょうけれども、そういう望みはあると考えていいわけですよ。

○濱田財政課長 期待を込めて、そのように考えております。

○前田憲秀委員 わかりました。

○井手順雄委員長 それでは、最後に池田副委員長。

○池田和貴副委員長 じゃあ、済みません、トリの質問を指名していただきましてありがとうございます。

先ほどの西先生の質問とちよつかぶるのかもしれないんですが、これは資料は会計課の決算の概要の8ページです。

主要財政指標があって、そこに各年度の実質公債費比率が書いてございます。知事の今までの御説明ですと、通常債はどんどん減少していっているという財政再建のほうを知事はよく説明をされているわけですが、しかし、ここの数値を見てみると、実質公債費比率というのは年度を追うごとにやっぱりふえていっているんですね。ここのギャップはどういうふうな説明になるんでしょうかね。

○濱田財政課長 ちよつとくどくなりますけれども、まず実質公債費比率の算定の仕組みを申し上げますと、これは単年度で出します実質公債費比率の3カ年分を単純平均をして出すという指標になってございます。その単年度の実質公債費比率を見てみますと、これは21年度を悪化のピークとして、徐々に順調に改善をしてきているという状況にあります。

今回、その3カ年の数値をとる中で、23年度の指標と20年度の指標が入れかわる関係で、若干0.2ポイント高くふえているような形でございますが、我々の取り組みで言いますと、財政健全化の取り組みを反映した単年度の比率自体は下がっているという状況をまず御説明したいと思います。

○池田和貴副委員長 ごめんなさい。俺は頭の悪かかもしれぬばってんが、ちよつと今の

はよく理解できぬやっただすね。

○濱田財政課長 まず、20年度から単年度の指標をちょっと申し上げます。

20年度に14.6%でございました指標が、21年に悪化しまして16.0になっています。それから、22年が15.3%になっています。そして、23年度が15.0%ということになってございます。もう一回繰り返しになりますが、昨年度の実質公債費比率というのは、平成20年、21年、22年、これを3つ平均をした指標ということで15.2%となります。これが、ことしの指標は21、22、23を3カ年平均することによって、15.4%という結果になったということでございます。

○池田和貴副委員長 わかりました。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

先ほど重村委員から御質問のあった差し押さえ件数でございますけれども、22、23で見ますと、6,081件から5,282ということで減少しております。

それから、1点修正をさせていただきます。

先ほど前田委員から御質問がありました特別徴収の状況でございますけれども、先ほど申し上げました数字は、給与をいただいている個人の方の割合でございます。事業所の割合で申し上げますと、県の調べになりますが、特別徴収を実施している事業所は42.5%ということございまして、これについての全国の数字はちょっとございませんが、そういう状況でございますので、修正させていただきます。

○東会計管理者 出納局でございます。

先ほど資金運用について申しましたが、補足説明でちょっと申し上げておきますと、収入と支出の時期はそれぞれ一定じゃござい

せんので、私ども出納局としては、資金として余裕があるものは必ず資金運用する、そして、さらにその有利な運用というところで、それが長期に持てる場合は、入札によって県内に支店がある金融機関全部に対して引き合いを出して、その中で一番高い金利のところに預金をしているという状況でございます。そういうことで、歳計現金だけで資金運用した分が23年度は1億5,800万と。

先ほどちょっと運用利率ということで0.3%と言いましたけれども、それは全体の資金運用を申し上げていまして、預金の分だけでいきますと0.2%程度と。今現在の定期預金はもっと、0.0幾つというところがございますので、そういった状況でございます。今年度も、年度初めの資金の引き合いでは、0.2%の預金も実際にはあっているという状況でございます。

○井手順雄委員長 これで質疑を終了します。

次回の第3回委員会は、10月15日月曜日午前10時に開会し、午前中に農林水産部、午後から商工観光労働部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。本日は、まことに御苦勞さまでございました。

午後3時10分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長